

鏡野町公告第 71 号

令和4年11月30日

条件付き一般競争入札の実施について

(G-R04KK015 鏡野町立鶴喜小学校仮設校舎賃貸借)

鏡野町長 山崎 親男

条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び鏡野町財務規則（令和3年4月1日 規則第15号）第122条第1項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

1 対象業務

- (1) 業務名 鏡野町立 鶴喜小学校仮設校舎賃貸借
- (2) 設置場所 苫田郡鏡野町下森原405 鏡野町立鶴喜小学校敷地内
- (3) 設置設備 ※ 詳細は、仕様書、図面等を参照のこと。
(ア) 仮設校舎棟 1棟（鉄骨造2階建て 延べ床面積1578.0m²）
及び付属設備等一式
(イ) キュービクル 1式
- (4) 賃貸借期間 令和5年7月1日から令和6年3月31日まで(9ヶ月) 予定
(ア) 仮設校舎を完成させ、令和5年6月20日までに建築に関する検査済証の交付を受け、その後本町による引き渡し確認を受け、令和5年7月1日から賃貸借による使用を開始する。
(イ) 仮設校舎の賃貸借期間終了後、遅滞なく仮設校舎等の解体撤去を行い、土地については原状（整地）に回復する。（解体・撤去の時期が数回になる場合があるので、仕様書等を必ず確認のこと。）
- (5) 予定価格 155,000,000円（税抜）
(ア) 最低制限価格設定なし
(イ) 入札価格が予定価格の85%を下回る場合は、入札書提出時に入札内訳書(様式第10号)と任意で作成した賃貸借内訳書(仕様書の必要項目を全て含むこと。)及び、次に示す図面(準じたものでも可とする。)を必ず添付すること。

配置図・1F平面図・2F平面図・立面図・断面図

2 業務要件

- (1) 仮設校舎の設置に関して、関係法令を遵守すること。
- (2) 排水設備工事については、次の要件を全て満たす者が行うものとする。
 - (ア) 鏡野町下水道排水設備指定工事店規則（平成17年3月1日規則第101号）第3条に規定する指定工事店であること。
 - (イ) 鏡野町の建設工事の指名登録業者名簿に町内業者として登録されている者（以下「鏡野町建設工事町内登録業者」という。）であること。この場合において、契約時点から工事施工終了までの間、下水道排水設備指定工事店については鏡野町下水道排水設備指定工事店規則（平成17年3月1日規則第101号）第10条第3項の規定による指定の取消し及び指定の一時停止の措置を受けていない者でなければならない。鏡野町建設工事町内登録業者については鏡野町の建設工事の指名登録における指名停止又は指名保留の措置を受けていない者でなければならない。

※指定工事店による施行については、鏡野町下水道条例第6条（平成17年3月1日条例第175号）の規定による。
- (3) 給水装置工事については、次の要件を全て満たす者が行うものとする。
 - (ア) 鏡野町水道事業給水条例（平成17年3月1日条例第233号）第7条第1項に規定する指定給水装置工事事業者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）であること。
 - (イ) 鏡野町建設工事町内登録業者であること。この場合において、契約時点から工事施工終了までの間、指定給水装置工事事業者については鏡野町指定給水装置工事事業者規則（平成17年3月1日規則第138号）第8条の規定による指定の取消し又は停止の措置を受けていない者でなければならない。鏡野町建設工事町内登録業者については鏡野町の建設工事の指名登録における指名停止又は指名保留の措置を受けていない者でなければならない。

※「指定給水装置工事事業者」による施行については、鏡野町水道事業給水条例第7条の規定による。
- (4) 電気工事について、一次側（仮設校舎外）の工事は鏡野町建設工事県内登録業者が行うものとし、二次側（仮設校舎内）の工事は鏡野町建設工事県内登録業者以外の者（鏡野町の建設工事の指名登録業者名簿に登録のない者を含む。）も行うことができるものとする。
- (5) 機械設備及び空調設備は、鏡野町建設工事県内登録業者が行うものとする。
- (6) 仮設校舎に伴う官公庁への手続き（建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する許可申請及び建築確認申請、消防法（昭和23年法律第186号）等関係法令に規定する法手続き全て）を行うこと。この場合において、手続きに伴い必要となる費用は、全て賃貸者負担とする。

(7) 賃貸者は、施工及び工事管理を行い、建築基準法、消防法等関係法令に適合した仮設校舎を設置し、引渡すこと。

(8) 仮設校舎の賃貸借期間終了後、遅滞なく仮設校舎の解体撤去を行い、土地については原状（整地）に回復するものとする。

3 現場確認

入札にあたって現地確認が必要な場合は、仕様書の内容に従うこと。

4 入札保証金

入札参加者は入札参加決定通知書受理後から入札前までに、その者が見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付し、入札締切までに入札書と共に振込証明を必ず提出すること（※必着）。入札保証金は開札終了後還付する。

※入札保証金の納付先は、入札参加決定通知書により通知する。

5 入札参加要件

参加者は、次の全ての要件に該当すること。

(1) 鏡野町に令和3～4年度物品、役務入札参加申請を提出し承認されている業者で、岡山県内に本社または受託者の営業所を有し、本入札に係る入札参加申請を行い、参加承認を受けたものであること。

(2) 平成24年12月1日から令和4年11月30日までの間に国内において国、地方公共団体又はそれに準じる機関（公社、公団、事業団等）の発注に係るプレハブ仮設施設の賃貸借を完了した実績を有すること（ただし、設置を含むものに限る）。

実績については、次にあげる要件をすべて満たすものであること。

(ア) 延床面積1,000m²以上のプレハブ仮設施設の実績を2件以上有すること。

(イ) 上記（ア）の実績のうち、少なくとも1件は学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校のプレハブ仮設施設の実績であること。

(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定による一般競争入札に参加することができない者に該当しないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りではない。

(5) 鏡野町建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成17年3月1日告示第12号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止又は指名保留（以下「指名停止等」という。）の期間中でないこと。また、指名停止要綱に基づく指名停止等の基準に該当していないこと。なお、公告日から開札日までの間に指名停止等の基準に該当する場合は、参加資格を失うものとする。

- (6) 一級建築士事務所登録があること。
- (7) 仕様書等の内容を熟知し、業務内容等を十分に理解した上で入札に参加できること。
- (8) 要件に定めのない事項については、鏡野町の条例・規則・要綱・要領の定めによる。

6 入札に関する日時及び場所（※詳細は別紙「応募案内」参照）

- (1) 公告文等応募案内の鏡野町ホームページ公開：令和4年11月30日（水）14時より
- (2) 設計書等に対する質問書受付：令和4年11月30日（水）14時から令和4年12月8日（木）17時まで
- (3) 質問に対する回答：令和4年12月14日（水）13時予定
- (4) 入札参加申請書等受付（提出は郵送（書留又は簡易書留）のみ）：質問に対する回答公表後から令和4年12月23日（金）17時まで **必着**
※質問回答（公表）を確認後、申請のこと。
- (5) 入札参加決定通知書FAX送付：令和4年12月26日（月）17時予定
- (6) 入札書受付（提出は郵送（書留又は簡易書留）のみ）：令和4年12月26日（月）予定 入札参加決定通知書受取後から令和5年1月12日（木）17時まで **必着**
※必ず入札参加決定通知書を確認のうえ提出すること。また、入札保証金について、公告内「4 入札保証金」を確認し、保証金の納付及び振込証明書を提出すること。
※入札額により入札書提出時に添付が必要な内訳書、図面等が異なる。未提出書類や内容に不備がある場合欠格となるため、必ず公告内「1 対象業務」、「(5) 予定価格（イ）」を確認のうえ漏れの無いよう提出すること。
- (7) 開札（鏡野町役場 本庁舎2階大会議室）：令和5年1月13日（金）11時（予定）
※参加申込書の受付終了後、入札参加決定通知書により確定した日時及び場所を通知する。

7 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 宅配便等で鏡野町が受領した事実の証明が不可能な方法で郵送されたもので、鏡野町総務課契約管理係に送付されたもの
- (2) 入札参加申請書、入札書及びその他申請書類等の提出がない入札
- (3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものまたはこれを訂正して押印のない入札
- (4) 入札者の記名・押印のない入札
- (5) 入札金額を訂正した入札
- (6) 談合その他の不正行為によって行われたと認められる入札
- (7) 競争入札参加資格審査の結果、参加資格のない者のした入札
- (8) 虚偽の申請により、資格を得たもののした入札

(9) その他必要書類等の提出を要する旨を定めたものについて、申請書類等及び入札書等にそれが添付されていない入札

(10) 競争入札に関する条件に違反した入札

(11) 公告文で指定する入札書の送付期間以外の日に到着したもの

8 落札者の決定

(1) 開札場所において、最低の価格で入札書を提出した業者を落札者に決定する。ただし、入札金額が予定価格の85%を下回った場合は、落札決定を保留し入札内訳書等の審査後に落札者を決定する。審査において業務が履行できないと認められた場合は失格とし、次点の入札金額で入札書を提出した業者を(審査が必要な場合は審査を実施し)落札者とする。

(2) 落札者を決定した時は、直ちにその旨を当該落札者に通知するとともに、契約手続について説明を行う。通知を受けた者は、契約手続きについて担当職員の指示に従うこと。

(3) 入札結果は、町のホームページに掲載する。

9 契約条項等を示す場所

鏡野町財務規則等については、鏡野町ホームページの「条例・規則」内、「鏡野町例規集」において閲覧することができる。